

盛岡市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に関するキャンセルポリシー

- 1 施設への利用予約が完了した時点より当キャンセルポリシーの対象となります。
- 2 利用日を変更したい場合または利用をキャンセルする場合は、できるだけ速やかに施設に連絡してください。
- 3 次の場合には施設のご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できるだけ速やかに、可能な限り利用日前日までに施設に連絡するようにしてください。
 - (1) 利用日前日、または当日に発熱が見られる場合
 - (2) 発熱はないが、当日に体調の崩れが見られる場合
 - (3) 利用日前日、または当日にご家族が感染症にかかっている場合
- 4 無断キャンセルや過度に予約変更を繰り返すことは、施設や他の利用者の迷惑となりますのでお控えください。なお、度重なる無断キャンセルや予約変更が確認された場合は、利用をお断りする場合があります。
- 5 キャンセルした場合における利用料や利用時間の取り扱いは、次の表のとおりです。

	前日までのキャンセル	当日のキャンセル	無断キャンセル
利用料	発生しない（無料）		キャンセル料発生
利用時間	利用時間は消費されない	予約時間分を消費する	

※1 利用日の「前日」とは、通常保育を含む施設の開所日のうち、利用日の1営業日前のことをいいます。

（例）月曜日～土曜日に開所している施設で、利用日が月曜日の場合

⇒前日は、「前週の土曜日」になります。

※2 こども誰でも通園制度総合支援システムにキャンセル内容が反映されたとき、または利用者からのキャンセル連絡を施設が確認し、応諾等をしたときをもって、キャンセル成立となります。前日など急を要する場合は、施設へ必ず電話等で連絡を行ってください。

※3 利用開始時刻までにキャンセルが成立しなかったものは無断キャンセルとなり、キャンセル料が発生します。

- 6 利用料の算定については次のとおりです。
 - (1) 利用料は予約時間で計算されます。利用開始時刻に遅れた場合や、お迎えの時刻が早まった場合であっても、利用があったものとして計算し、原則として利用時間や利用料は変更されません。ただし、事故や天災などやむを得ない事由によるものと判断される場合は、予約時間を変更することがあります。
 - (2) 1時間を超える利用分については、以降は30分単位へ切り上げて計算されます。
 - (3) 生活保護世帯などの生活困窮家庭等に該当することを認定時に確認した場合は、利用料が減額されることがあります。なお、キャンセル料については減額の対象となりません。
 - (4) 給食費等の実費徴収については、利用料とは別に、利用施設の重要事項説明書等の規定に基づきお支払いください。